

VIII 各種免許資格の取得

VIII-A 教育職員免許状の取得

学校教育法に定められた小学校・中学校・高等学校などの**教員**になるためには、**教育職員免許状**が必要です。教育職員免許状は、教育職員免許法および教育職員免許法施行規則に定める所定の単位を修得し、**各都道府県の教育委員会に申請した者に授与**されます。

本学において取得可能な教育職員免許状の種類と履修の方法とは、**千葉大学学則第53条および各学部の「履修案内」「学生手帳」**等に記載されています。教育職員免許状の取得を希望する者は、それぞれ所属する学部の「履修案内」「学生手帳」等に従って履修を進めて行くこととなります。ここには全般的な注意事項を挙げておきます。

- 1) 教育職員免許状を取得するには、以下の条件を満たしていなければなりません。
 - a) **学士の学位**を有すること。
 - b) **日本国憲法に関する科目、スポーツ・健康科目、外国語に関する科目、および情報機器の操作に関する科目をそれぞれ2単位以上修得していること。**
 - c) 専門教育科目として、取得する免許の種類に応じた「**教科に関する科目**」および「**教職に関する科目**」の所定の単位を修得していること。
- 2) 専門教育科目の「**教科に関する科目**」は、**学部・学科ごとに指定**されていますので、各学部の「履修案内」「学生手帳」等を参照してください。
- 3) 専門教育科目の「**教職に関する科目**」については、**教育学部で、教育学部以外の学生を対象**とした授業が行われている場合があります。教育学部以外の学生は、指定に従って授業を履修してください。なお、取得する免許の教科によっては、その教科の教科教育法を開設している学部もありますので、履修にあたっては各学部の「履修案内」「学生手帳」等を参照してください。
- 4) 「**教職に関する科目**」のうち、**教育実習は、各学部が責任をもって実施**しています。特に、教育実習をするためには、前提となる諸条件が定められていますので、各学部の指示に従い、十分に注意して履修してください。
- 5) 専門教育科目として履修した「**教科に関する科目**」および「**教職に関する科目**」は、**卒業に必要な普遍教育科目の単位とすることはできません**。また、これらの科目は、**教育学部生以外では卒業要件に含めることができない単位**となっている場合がありますので、「履修案内」「学生手帳」等で確認してください。
- 6) **小学校および中学校の教育職員免許状の取得**を希望する学生には、「**介護等の体験**」が義務づけられています。その実施方法については、各学部の指示に従ってください。

千葉大学学則第53条抜粋

第53条 本学の学部において、教育職員免許法（昭和24年法律第147号）及び教育職員免許法施行規則（昭和29年文部省令第26号）に定める所要の単位を修得した者が取得できる教育職員免許状及び免許教科の種類は、次のとおりとする。

学 部	学 科 (課程)	免 許 状	免 許 教 科
文 学 部	行動科学科	中学校教諭一種免許状 高等学校教諭一種免許状	社会 公民
	史学科	中学校教諭一種免許状 高等学校教諭一種免許状	社会 地理歴史
	日本文化学科	中学校教諭一種免許状 高等学校教諭一種免許状	国語 国語
	国際言語文化学科	中学校教諭一種免許状 高等学校教諭一種免許状	英語、ドイツ語、フランス語 英語、ドイツ語、フランス語

学 部	学 科 (課程)	免 許 状	免 許 教 科
教育学部	小学校教員養成課程	小学校教諭一種免許状	国語、社会、数学、理科、音楽、美術、保健体育、保健、家庭、英語、技術 国語、地理歴史、公民、数学、理科、音楽、美術、工芸、書道、保健体育、保健、家庭、情報、工業、英語
	中学校教員養成課程	中学校教諭一種免許状	
	特別支援教育教員養成課程	高等学校教諭一種免許状	
	幼稚園教員養成課程		
	養護教諭養成課程		
		特別支援学校教諭一種免許状 幼稚園教諭一種免許状 養護教諭一種免許状	
	スポーツ科学課程	中学校教諭一種免許状 高等学校教諭一種免許状	保健体育 保健体育
生涯教育課程	中学校教諭一種免許状 高等学校教諭一種免許状	社会 地理歴史、公民	
法経学部	法学科	中学校教諭一種免許状 高等学校教諭一種免許状	社会 公民
	経済学科	中学校教諭一種免許状 高等学校教諭一種免許状	社会 公民
	総合政策学科	中学校教諭一種免許状 高等学校教諭一種免許状	社会 公民
理学部	数学・情報数理学科	中学校教諭一種免許状 高等学校教諭一種免許状	数学 数学、情報
	物理学科	中学校教諭一種免許状 高等学校教諭一種免許状	理科 理科
	化学科	中学校教諭一種免許状 高等学校教諭一種免許状	理科 理科
	生物学科	中学校教諭一種免許状 高等学校教諭一種免許状	理科 理科
	地球科学科	中学校教諭一種免許状 高等学校教諭一種免許状	理科 理科
看護学部	看護学科	養護教諭一種免許状	
工学部	建築学科	高等学校教諭一種免許状	工業
	都市環境システム学科	高等学校教諭一種免許状	工業
	デザイン学科	中学校教諭一種免許状 高等学校教諭一種免許状	美術 美術、工業
	機械工学科	高等学校教諭一種免許状	工業
	メディカルシステム工学科	高等学校教諭一種免許状	工業
	電気電子工学科	高等学校教諭一種免許状	情報、工業
	ナノサイエンス学科	中学校教諭一種免許状 高等学校教諭一種免許状	理科 理科
	共生応用化学科	高等学校教諭一種免許状	理科 (平成20年度入学から適用) 工業
	画像科学科	高等学校教諭一種免許状	工業
	情報画像学科	高等学校教諭一種免許状	情報、工業
園芸学部	園芸学科	中学校教諭一種免許状 高等学校教諭一種免許状	理科 理科、農業

	応用生命化学科	中学校教諭一種免許状 高等学校教諭一種免許状	理科 理科、農業
	緑地環境学科	中学校教諭一種免許状 高等学校教諭一種免許状	理科 理科、農業
	食料資源経済学科	高等学校教諭一種免許状	農業

Ⅷ－B 学芸員資格の取得

- 1) **博物館法**に基づき、博物館・美術館等において、資料の収集・保管・展示・調査・研究などの専門的事項を担当する専門職を**学芸員**と呼びます。学芸員の資格は、**学士の学位を持つ者**で大学において**博物館に関する科目の単位を修得した者**に与えられます。ただし、学芸員の資格はこれ以外の方法によっても取得できますので詳しくは博物館法を参照してください。
- 2) 大学において博物館に関する科目の単位を修得した者には、学芸員の資格が発生します。特に**学芸員資格証明書は交付されません**。学芸員資格を明らかにする必要がある場合には、大学が発行する**卒業証明書**及び博物館に関する科目の**単位修得証明書**をもってこれに当てることになります。
- 3) 博物館に関する科目の履修方法

大学において履修すべき「博物館法」に関する科目と単位は、生涯学習概論1単位、博物館概論2単位、博物館資料論2単位、博物館経営論1単位、博物館情報論1単位、教育学概論1単位、視聴覚教育メディア論1単位、博物館実習3単位の合計12単位です。本学でこれらに対応する科目は、複数の学部等で開講されていますので、よく注意してください。本学において開講されている科目との関係は、次の表に示したとおりです。

「博物館法」科目	単位	本学で開講されている授業科目	単 位		開講担当 学 部
			教育	教育以外	
生涯学習概論※	1	社会教育概論（教育学部の学生） 生涯学習概論（教育学部以外の学生）	4	2	教育学部
博物館概論	2	博物館概論	2	2	普遍教育
博物館資料論	2	博物館資料論(A～Dから1科目：Dは隔年)	2	2	
博物館情報論	1	博物館情報・経営論	2	2	
博物館経営論	1				
教育学概論	1	社会と教育又は学校と教育（教育学部の学生） 教育制度論又は教育学概論（教育学部以外の学生）	2	2	教育学部
視聴覚教育メディア論	1	視聴覚教育メディア論（教育学部以外の学生） 視聴覚教育（メディアと教育）（教育学部の学生）	2	2	普遍教育 教育学部
博物館実習	3	[下記科目の内から1科目]			
		博物館実習A（自然史系・環境科学系）	3	3	普遍教育
		博物館実習B（美術系）	3	3	普遍教育
		博物館学実習（歴史系）	3	3	文学部
		ナチュラルヒストリー（自然史系）	3	3	理学部
		博物館実習（環境科学系）	3	3	園芸学部
535計	12	計	17	15	

※ 博物館法科目「生涯学習概論」（1単位）に対して開講する本学の科目は、教育学部の学生は「社会教育概論」（4単位）、教育学部以外の学生は「生涯学習概論」（2単位）を受講してください。

- 4) **博物館実習**については、特に以下の注意が必要です。
- a) **博物館実習を履修できる者**は、博物館概論、博物館資料論（A～Dの内から1科目）、博物館情報・経営論をあわせて**6単位を履修済み**の学生です。
 - b) **歴史系の博物館実習**は、文学部で開講されている学内実習・観察実習（各1単位）を3年次で履修した後、博物館実習（1単位）を4年次で履修してください。
 - c) **自然史系、美術系、環境科学系の博物館実習**は、3～4年次に普遍教育科目の博物館実習AないしB（系によって指定）、あるいは学部で開設される博物館実習（理学部ではナチュラルヒストリー）を履修してください。
 - d) 博物館実習には、実習経費、謝金が必要となることがあります。
 - e) 博物館実習については、歴史系は文学部が、自然史系は理学部が、環境科学系は園芸学部が、そして美術系は教育学部が担当していますので、申込手続きなど、各学部の履修案内を参照してください。
 - f) **博物館実習A（自然史系・環境科学系）**は毎年10月頃に、**次年度の実習のガイダンス及び実習の割り振り**を行います。ガイダンスの日程は、普遍教育（総合校舎）・理学部・園芸学部・教育学部・工学部に掲示されます。10月頃の割り振りのガイダンス以前に、説明会を西千葉及び松戸で1回ずつ行います。履修を希望する学生は必ずどちらかに出席してください。また割り振りのガイダンスに必ず出席してください。

学芸員資格取得科目の各学部・学科・課程等の履修に関する取り扱い

本学で開講されている 授業科目及び単位 学部・学科・課程等	本学開講の学芸員資格取得科目											
	必修科目						選択(1科目選択)					
	教育学部開講	社会	教育	視覚	博	博	博	博	文	理	園	
	社会 生涯 教育 概論 (教育学部 以外の 学生)	社会 と 教育 又は 学校 と 教育 (教育学部 以外の 学生)	教育 制度 論 又は 教育 学 概 論 (教育学部 以外の 学生)	視 聴 覚 教 育 (メディア と 教育) (教育の 学生)	博 物 館 概 論	博 物 館 資 料 論 A ー D (1科目 履修)	博 物 館 情 報 ・ 経 営 論	視 聴 覚 教 育 メ デ ィ ア 論 (教育以 外の 学生)	普 遍 博 物 館 実 習 A (美術系)	普 遍 博 物 館 実 習 B (自然史 系・環 境科学 系)	理 博 物 館 実 習 (歴史系)	園 博 物 館 実 習 (環境 科学系)
	4	2	2	2	2	2	2	3	3	3	3	3
文学部	行動科学科	史学科	日本文化学科	国際言語文化学科								
教育学部	小学校教員養成課程	中学校教員養成課程 (総合分野・教育心理分野以外)	中学校教員養成課程 (総合教育分野・教育心理分野のみ)	特別支援教育教員養成課程	幼稚園教員養成課程	養護教諭養成課程	スポーツ科学課程	生涯教育課程				
法経	法学科	経済学科	総合政策学科									
理学部	数学・情報数理学科	物理学科	化学科	生物学科	地球科学科							
医	医学科											
薬	薬学科・薬科学科											
看護	看護学科											
工学部	建築学科	都市環境システム学科	デザイン学科	機械工学科	メディカルシステム工学科	電気電子工学科	ナノサイエンス学科	共生応用科学科	画像科学科	情報画像学科		
園芸	園芸学科	応用生命化学科	緑地環境学科	食料資源系税学科								

履修等に関する取り扱い

※本学開講科目での学芸員資格取得必要単位数

- ・教育学部以外の学生 15単位
- ・教育学部の学生 17単位

取得しても卒業要件単位には加算されません。

教育・文・理・園芸学部開講科目のうち、教育学Ⅰ及び教育学Ⅱを除く、学部開放科目に指定されている科目については、教養展開科目として卒業要件単位に加算されます。

○： 普遍教育科目の教養展開科目として卒業要件単位に加算されます。
 ◎： 各学部・学科・課程等の専門教育科目の専門科目として卒業要件単位に加算されます。
 △： 自由選択科目として扱い卒業要件単位に加算されます。
 空白： 取得しても卒業要件単位には加算されません。
 /： 履修不可とします。

Ⅷ-C 司書資格の取得

1) 司書とは

図書館法の規定に基づき、図書館において、図書、記録その他必要な資料の収集、整理、保存、調査研究をし、一般公衆の利用に供することを目的とした専門的事務に従事する専門職です。公立図書館の勤務に必要な資格であるほか、それ以外の様々な図書館（例えば大学図書館など）の勤務においても、実際に司書資格が求められています。

2) 司書の資格

司書の資格は、次のいずれかの要件を満たした者が取得することができます。

- ① 大学又は高等専門学校を卒業した者で、大学が文部科学大臣の委嘱を受けて行う司書の講習を修了したもの。
- ② **大学を卒業した者で、大学において、図書館に関する科目を履修し、その単位を修得したもの。**
- ③ 3年以上司書補として勤務した経験を有する者で、大学が文部科学大臣の委嘱を受けて行う司書の講習を修了したもの。

本学では、上記の②に基づき、司書の資格を取得することができます。

3) 本学での図書館に関する科目

本学では、図書館法施行規則第4条第2項の規定に基づき、同条第1項に定める司書となるために必要な科目（法令科目）に相当する授業科目として、次頁の授業科目が文部科学大臣より平成15年度（一部の科目は平成12年度）から認定されています。

よって、次ページの本学開講科目のうち、文部科学大臣から法令科目に相当すると認定を受けた平成15年4月1日（一部の科目は平成12年4月1日）以降に修得した単位が、司書資格の取得に必要な単位の対象となります。

4) 図書館に関する科目の履修方法

司書の資格の取得には、次頁の開講科目一覧表の左欄の**法令科目上**において、**甲群のすべての単位（18単位）と乙群から2単位以上の、あわせて20単位以上の修得が必要**です。よって、この条件を満たすように、法令科目に相当する本学開講科目の単位を修得しなければなりません。

具体的には、**本学の開講科目のうち、必修科目に区分されている授業科目のすべて（ただし、*の付いている授業科目はいずれかでよい）と、選択科目から最低2科目（法令科目において、異なる区分に認定されているもの）を履修してください。**

資格取得に必要なすべての科目の履修には、概ね2ないし3年間を想定しています。**履修方法の詳細については、年度当初に行われる履修ガイダンスを受け指示に従ってください。**

5) その他

- ・ 文学部以外の学生で、文学部開設科目を受講する場合は、他学部履修の手続きを所属学部の学務担当の指示に従って行ってください。（教育学部以外の学生で、「生涯学習概論」を受講する場合は、他学部履修の手続きは必要ありません。）
- ・ 既に単位を修得した授業科目の再履修は認めません。従って、文部科学大臣から司書相当科目として認定される以前に単位を修得した授業科目についても、司書資格取得を目的とする再履修は認めません。
- ・ 平成12年4月1日から平成15年3月31日までの間に、文学部開設科目「言語文化情報基礎演習a」2単位を修得した者は、法令科目の「情報検索演習」1単位に相当する単位を修得したものと認められます。
- ・ 司書資格の取得には、大学の卒業が求められるため、**司書資格に必要なすべての単位を修得した者で、単位取得の証明書を必要とするものは、所属学部の学務担当係に申請し、交付を受けてください。**なお、**証明書は原則として一度しか交付しません**ので原本は大切に保管してください。

○開講科目一覧表

群	図書館法施行規則第4条第1項に定める司書資格取得に必要な科目 (法令科目)	法令の 単位数	左記の科目に相当すると認定された本学開講科目	法令の 単位数	文部科学大臣認定 年度	開設 学部等	履修 年次	備考
甲群 (必修)	生涯学習概論	1	社会教育概論*	4	12年度	教育学部	2・3・4	教育学部生用
			生涯学習概論*	2	12年度	教育学部	1・2・3・4	教育学部生以外
	図書館概論	2	図書館概論	2	12年度	普遍教育	1・2・3・4	全学部生用
	図書館経営論	1	公共図書館経営論	2	15年度	普遍教育	1・2・3・4	全学部生用 (隔年開講)
	児童サービス論	1						
	図書館サービス論	2	公共図書館サービス論	2	15年度	普遍教育	1・2・3・4	全学部生用 (隔年開講)
	情報サービス概説	2	情報サービス論	2	15年度	文学部	2・3・4	
	レファレンスサービス 演習	1	情報サービス演習	2	15年度	文学部	3・4	
	情報検索演習	1	情報検索演習	2	15年度	文学部	3・4	
	図書館資料論	2	図書館資料論	2	12年度	普遍教育	1・2・3・4	全学部生用 (隔年開講)
	専門資料論	1	学術情報論	2	15年度	普遍教育	1・2・3・4	全学部生用 (隔年開講)
	資料組織概説	2	資料・情報組織論	2	15年度	文学部	2・3・4	
	資料組織演習	2	資料・情報組織演習 a	2	15年度	文学部	3・4	
			資料・情報組織演習 b	2	15年度	文学部	3・4	
乙群 (選択)	図書及び図書館史	1	近世文学論 a	2	15年度	文学部	2・3・4	
			近世文学論 b	2	15年度	文学部	2・3・4	
	資料特論	1	画像情報史学概説 a	2	12年度	文学部	1・2	
			画像情報史学概説 b	2	15年度	文学部	1・2	
			文書館学 a	2	15年度	文学部	2・3・4	(隔年開講)
			文書館学 b	2	15年度	文学部	2・3・4	(隔年開講)
	コミュニケーション論	1	社会心理学 b	2	15年度	文学部	2・3・4	
	情報機器論	1	視聴覚教育 (メディアと教育)	2	12年度	教育学部	2・3・4	教育学部生用
			視聴覚教育メディア論	2	12年度	普遍教育	1・2・3・4	教育学部生以外
			人文情報学概論	2	15年度	文学部	2・3・4	
図書館特論	1	大学図書館論	2	15年度	文学部	2・3・4	(隔年開講)	
		専門図書館論	2	15年度	文学部	2・3・4	(隔年開講)	
法令科目において資格取得のための最低単位数		20						

注1：「公共図書館経営論」については、法令上の科目「図書館経営論」と「児童サービス論」の内容を包含して1科目（2単位）として開講します。

注2：「資料・情報組織演習」については、a・bの両方を履修する必要があります。

注3：3年生以降での履修が想定されている演習科目については、「図書館概論」「情報サービス論」「資料・情報組織論」および普遍教育で隔年開講されている甲群（必修）科目のうち2科目以上の単位を修得していなければ原則として履修できません。

注4：演習科目については、履修者が多い場合には受講生を制限することがあります。制限が必要となった場合には、その方法などについて別途通知します。

